

徳島ヨットクラブ 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会の名称は、徳島ヨットクラブ (英名 TOKUSHIMA YACHT CLUB) 略称 T.Y.C とする。

第2条 (事務所)

本会は、事務所を徳島市に置く。

第3条 (目的)

本会は、楽しいヨットイングライフを創造し、会員相互の親睦を深めながら、海に関する知識やマナーを高め、地域社会へ寄与と安全航行・自然擁護の意識高揚に努めるとともに、総じてシーマンシップの向上を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海上航走における技術・安全等に関する指導および講習会の開催
- (2) 機関誌・会報の発行 (電子媒体を含む)
- (3) ヨットを通じた県内外の団体との交流促進
- (4) ヨットレースの開催
- (5) ケンチョピア泊地の維持・発展
- (6) その他、本会の目的を達するために必要な事業

第5条 (規約)

この会則で定めるもののほか、必要な事項は幹事会で定める。

第2章 会員

第6条 (会員資格)

本会は、目的に賛同し、運営に意欲的に貢献できる普通会員、永久会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 (注釈: 従来 of 会員)
- (2) 永久会員 (注釈: かつて年会費をまとめて一定額支払った会員 (現会員 4 名限り))

ただし、永久会員は、2026年3月31日をもってその制度を廃止し、名誉会員に移行する。名誉会員とは、永久会員あるいは TYC に貢献し幹事会の推薦を経て総会において承認を受けた普通会員とする。なお、名誉会員は幹事会の依頼を受け TYC への助言を行うものとする。

第7条 (入会および退会)

本会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し承認を得なければならない。また、やむを得ず退会を希望する者は、書面をもって会長に届け出なければならない。また、起算日を 2016

年10月1日とし年会費が未納の場合、2年をもって休会とする。

第8条（除名）

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、幹事会の過半数の議決により除名することができる。ただし、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費の滞納および催促を受けるも会費を未納とするとき
- (2) 本会の会則に著しく違反したとき
- (3) 本会の目的に反する大きな行為をしたとき

第3章 幹事等

第9条（幹事等）

本会に役員として、次の幹事・監査を置く。

幹事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、各委員長、他に監査を置き、総会において選任し、幹事会を組織する。

第10条（幹事等の選任および任期）

幹事等は、総会において会員の中から選任する。

- (1) 幹事等に欠員が生じたときには、必要に応じ幹事会において選任する。
- (2) 幹事等の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠により就任した幹事等は、前任者の残任期間とする。
- (4) 幹事等は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

第11条（幹事等の解任）

幹事等は、総会の議決により解任することができる。

第12条（幹事等の職務）

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはこれに代わる。
- (3) 各委員長は、委員会の会務の執行にあたる。
- (4) 会計・総務を担当する委員長は、本会の総務と経理の執行にあたる。
- (5) 監査役は、会計を監査し、必要があれば本会の業務・財務の状況を調査することができるほか、報告を求め意見を述べることができる。

第13条（顧問）

本会の目的を円滑に推進するため、顧問を置くことができる。

顧問は、幹事会にて任免する。

第4章 総会

第14条（総会の種類）

本会の総会は、通常総会および臨時総会とする。通常総会は、事業年度終了後3か月以内に開催

することを原則とする。

2 総会は、幹事会の議決を経て会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、会員が出席し意見を述べる権利および議決権を有するものとする。

4 会長は、次に掲げる場合、幹事会の議決を得て臨時総会を招集する。

(1) 会員の半数の同意を得て、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したとき

5 監査役は、次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

(1) 会長もしくは会長の代理をする者がいないとき

(2) 前項第2項の請求があった場合において、正当な理由がないのに招集の手続きをしないとき

第15条（総会の定数）

総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席会員数の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第16条（議決権の行使）

会員は、代理人をもって議決権を行うことができる。なお、前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。また、代理人は、5名以下の会員を代理することができる。

2 総会の招集に、書面による議決権の行使ができる旨を通知して総会を開催する場合、書面をもって議決を行う者は出席者とみなす。

第17条（総会の議決内容）

幹事会は、本会の事業報告書・収支決算書を作成し、監査役の審査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 臨時総会は、目的事項の承認を得なければならない。

3 この会則で定められた事項

第5章 幹事会

第18条（幹事会）

幹事会は、幹事等をもって構成し、会長が必要と認めるとき召集する。

2 幹事会は、次の事項を審議・決定する。

(1) 総会に提出する事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、会務執行上必要な事項

第6章 専門委員会および実行委員会

第19条 専門委員会および実行委員会の設置

本会は、幹事会で承認があれば必要に応じ、専門委員会および実行委員会を設置できる。なお、専門委員会・実行委員会について必要な事項は、その都度規約で決める。

2 委員長は、幹事会の承認を経て会員の中から選出され、委員は委員長が必要に応じ随意招集できる。

第7章 会計および事業計画

第20条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、次年度は2021年10月1日から2023年3月31日の18か月間とする。

- 2 本会の事業計画および予算案は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。
- 3 本会の経費は、会費・賛助費・寄附金・その他収入をもって支弁する。

第21条（会費）

本会の会費は、総会で定める額とする。

- 2 年度途中の入会において、年会費は事業年度の残日数に関わらず、前項に定められた額とする。

第8章 事務の執行補佐

第22条（事務執行補佐）

第12条3項で定める各委員長の事務執行を補佐するため、会長が必要と判断する委員会に事務執行補佐を置くことができる。事務執行補佐は、会長が必要とする委員会の委員長が任免する。

第9章 会則の変更および解散

第23条（会則の変更）

本会則は、総会において出席した会員の2分の1以上の議決を得なければ、変更することができない。なお、前項の規定に関わらず、実質的な変更を伴わない軽微な変更については幹事会で決し、総会の議決を要しないものとする。

第24条（解散）

本会の解散は、会員の2分の1以上が出席した総会において、2分の1以上の議決を得なければならない。

第25条（残余財産の帰属）

本会が解散する場合において有する残余財産は、総会で議決したものに贈与する。

第10章 事故責任および安全管理

第26条（各艇の責任の所在）

艇および乗組員についての全ての責任は、その艇及びオーナーにあり、事故またはそれに関する損害について、本会はいかなる責任も負わない。

第27条（工作物・物品の安全管理）

本会が所有する工作物、物品は点検補修などにより安全に管理し、本会の目的を達成するため会長の許可を得て使用しあるいは共用することとする。

附則

この会則は、2016年7月10日から施行する。

- 2 最初の事業年度および事業計画予算ならびに幹事等の任期は、会則の規定に関わらず、総会成立日からとする。
- 3 会則第 19 条で定める会費は、次の通りとする。(2016 年 7 月 10 臨時総会で決定)
 - 一般会員 年間 5,000 円 / 人
 - 永久会員 無料

改定 2017 年 12 月 17 日

改定 2019 年 12 月 15 日

改定 2021 年 12 月 26 日

改定 2023 年 4 月 27 日